

令和4年度から、国民健康保険税の賦課方式と税率等を改正します

●問い合わせ 保険課医療保険担当(☎282局1711 内線1131)

●国民皆保険を維持するために…
平等割を廃止し、賦課方式を変更します

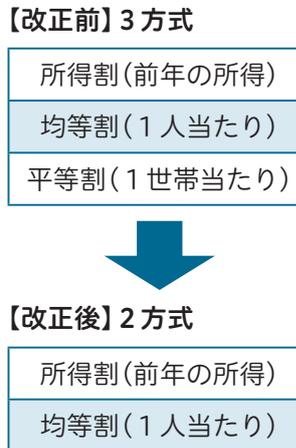
東海村はこれまで、国民健康保険税の医療分(基礎課税分)と後期高齢者支援金分の算出方法として、「所得割」・「均等割」・「平等割」の「3方式」を採用していました。しかし、この中に含まれる「平等割」は、加入者の数にかかわらず、1世帯当たり定額賦課されるものであり、近年増加している少人数世帯の負担が大きいが課題となっていました。

このような中、茨城県では、国保制度を持続可能なものとするため、令和4年度から、県内市町村の賦課方式を簡潔で公平な「所得割」・「均等割」の「2方式」に統一しました。これにより、将来的な保険料水準の統一へ向けた議論の第一歩とすることを目指しています。

これに伴い、東海村においても令和4年度から、医療分と後期高齢者支援金分の「平

等割」を廃止し、「所得割」・「均等割」の「2方式」に変更します(【図1】参照)。

【図1】賦課方式の変更



●皆さんの負担軽減を図ります
国保基金を活用し、税率等を抑制します

各市町村の税率等は、県が示す「標準保険料率^{※1}」を参考にして決定されます。東海村では、今回、国保基金の活用により全体の税率・税額を抑制し、標準保険料率よりも低い税率等に改正しました(【表1】参照)。

【表1】国保税額等の改正内容

	賦課方式	所得割(前年の所得) ^{※2} - 加入者ごとに基礎控除43万円) × 税率	均等割 (1人当たり)	平等割 (1世帯当たり)	賦課限度額 ^{※3}	
医療分 (基礎課税分)	令和4年度(改正後)	2	6.10%	3万0,000円	廃止	65万円
	令和3年度(改正前)	3	7.80%	2万2,000円	2万3,000円	63万円
	標準保険料率 ^{※1}	2	6.74%	3万4,065円	-	-
後期高齢者 支援金分	令和4年度(改正後)	2	2.40%	1万1,000円	廃止	20万円
	令和3年度(改正前)	3	2.30%	6,500円	6,500円	19万円
	標準保険料率	2	2.75%	1万3,934円	-	-
介護納付金分 (40～64歳の 方のみ)	令和4年度(改正後)	2	2.50%	1万4,000円	-	17万円
	令和3年度(改正前)	2	2.00%	1万3,500円	-	17万円
	標準保険料率	2	2.62%	1万6,059円	-	-

※1 標準保険料率…各市町村のあるべき保険料水準の「見える化」を図るため、県内市町村統一の算定基準に基づき保険料で集めるべき相当額(必要保険料総額)を算定し、保険料率に換算したものの。
 ※2 前年の所得…前年の収入金額から必要経費等の金額を差し引いた額。源泉徴収票の「所得控除後の金額」や確定申告書の「所得金額の合計」のこと。
 ※3 賦課限度額…令和4年度は制度改正があり、医療分が65万円、後期分が20万円に引き上げ。

●子育て世帯を支援します！

全世帯の子どもの均等割を半額にします

賦課方式を「3方式」から「2方式」へ変更すると、世帯当たりの「平等割」がなくなることに伴い、少人数世帯の税額は安くなり、多人数世帯の税額は高くなる傾向があります。そこで、多人数世帯に多い「子育て世帯」への支援として、次の取り組みを行います。※いずれも申請手続きは不要です。

▽0歳から6歳まで（未就学児）の均等割を半額にします（国の施策）

▽7歳から18歳まで（就学児～高校生世代）の均等割を半額にします（村独自の取り組み）

●国保税額はどのくらい？

●**国保税額を比較する改正前後の国保税額**

平均的な所得・世帯構成から国保税額の具体例（図2）参照を作成しましたので、改正前後の国保税額の比較の参考としてください。

令和4年度の税額は、令和3年中の所得等により計算し、**7月中旬に納税通知書と納付書をお送りします。**詳細は、改めて「広報とうかい」でお知らせします。

【図2】具体例で比較する国保税額（税額改正前後）

例1. 70代の夫婦2人の世帯（5割軽減世帯） 年額差 - 1万3,000円 **減** ↓



前年中の所得
(夫)年金所得 110万円
(妻)年金所得 0円

	年税額	所得割	均等割	平等割	合計
令和4年度 (改正後)	医療分(基礎課税分)	4万0,800円	3万0,000円	廃止	9万7,800円
	後期高齢者支援金分	1万6,000円	1万1,000円	廃止	
	介護納付金分	0円	0円	-	
令和3年度 (改正前)	医療分(基礎課税分)	5万2,200円	2万2,000円	1万1,500円	11万0,800円
	後期高齢者支援金分	1万5,400円	6,500円	3,200円	
	介護納付金分	0円	0円	-	

例2. 20代の単身世帯 年額差 - 2万9,400円 **減** ↓



前年中の所得
給与所得 120万円

	年税額	所得割	均等割	平等割	合計
令和4年度 (改正後)	医療分(基礎課税分)	4万6,900円	3万0,000円	廃止	10万6,300円
	後期高齢者支援金分	1万8,400円	1万1,000円	廃止	
	介護納付金分	0円	0円	-	
令和3年度 (改正前)	医療分(基礎課税分)	6万0,000円	2万2,000円	2万3,000円	13万5,700円
	後期高齢者支援金分	1万7,700円	6,500円	6,500円	
	介護納付金分	0円	0円	-	

例3. 40代の夫婦と子ども2人の4人世帯 年額差 - 6万1,100円 **減** ↓



前年中の所得
営業所得 420万円

	年税額	所得割	均等割	平等割	合計
令和4年度 (改正後)	医療分(基礎課税分)	22万9,900円	9万0,000円*	廃止	56万5,500円
	後期高齢者支援金分	9万0,400円	3万3,000円*	廃止	
	介護納付金分	9万4,200円	2万8,000円	-	
令和3年度 (改正前)	医療分(基礎課税分)	29万4,000円	8万8,000円	2万3,000円	62万6,600円
	後期高齢者支援金分	8万6,700円	2万6,000円	6,500円	
	介護納付金分	7万5,400円	2万7,000円	-	

*令和4年度(改正後)の子ども分の均等割は半額で計算しています。